

# まつもとてい便り

第 43 号  
2018 年  
7 月 10 日

連絡先 石川県健康友の会連合会  
金沢北ブロック  
金沢市京町 3-37 076-251-6112  
代表：藤牧 渡

## 願いごとをかなえて！ 短冊を飾りました



7月4日(水)の「まつもとていサロン」では、七夕に合わせて短冊に願いごとを書き、笹竹に飾りました。笹竹は千木町の松本さんから頂きました。2日(月)に2人で切り出しに行きました。今年芽が出た笹はダメで、古い笹を探して切り出しました。短冊に書く願い事は「毎年同じ文句ではダメだ」とIさんも2週間前から考えてひねり出しました。

「健康が第一や。代わりに書いて下さい」と言う人もいます。

受付係のIさんは本を読むのが好きなので、頭に浮かんだ言葉をメモしてきました。七夕の日の昼食はソーメンと決まっていますが、「材料の買出し」はYさんの仕事。飾りはKさんとIさんが担当し、Sさんは当日の献立を考えます。

昼食は器に盛ったソーメンにキュウリ・ハム・卵焼き・生姜がのっていました。「そうめんは大好きや。噛んでいいもん」と言う人もいて、人気がありました。

## 「なかなか釣れんな〜」 5月21日(月)小あじ釣会



これまで年2回小アジ釣会を実施して、殆ど入れ食い状態でしたが、今回はなかなか当たりが来ません。船長はS氏で、人数分の仕掛けからエサまで揃え、現場では竿に仕掛けをつけてやります。漁労長のYさんは、釣果はさすがにトップでしたが、釣れると仕掛けからはずすのは他人任せ。風が出て来ると、表面のゴミが集まってきて、海面がうまく見えません。(後からSさんは「もっと綺麗なところで釣らんなんわな〜」と言いました。) だけどこの場所は近くに市場はあるし、便所もあるので安心です。

Yさんのところでお握りを作ってくれたので、一段落したところで食べました。Nさんは、釣りはしないで、もっぱら参加者の持ち物の留守番役でした。釣果は10人で小アジ30匹で、近くの市場で買い物をして帰りました。



## まつもとていサロン日程



毎週水曜日：午前 10 時～午後 3 時まで開いています。

場所：まつもとてい



### <7、8月の主な行事予定>

7月3日(火)	サロン	フードバンク石川より 食材提供
7月4日(水)	サロン	七夕まつり
7月11日(水)	サロン	6月議会報告会：日本共産党佐藤県会議員 日本共産党森尾市会議員
8月4日(土)		ピースフェスタ (まつもとていの店出店しない)
8月15日(水)	サロン	お休みします
8月22日(水)	サロン	第43回生活保護学習会 午後1時～2時

## 夏物ゼロ円ショップ開かれる

「こんな派手なもん、ワシ着れるか？」



恒例の夏物ゼロ円ショップは、6月20日(水)午前、「まつもとていサロン」で開かれ、25人が参加しました。品物は前日までに提供された物を机に並べ、エモンかけにつるし、「2018年夏物ゼロ円ショップ」と横幕をつけました。

最初に顔を出した人は「家族がほやね城北に入っていて、夏場は汗をかくので、何か無いかと思って」ということでしたが、女性が少ないので、めぼしい物は見当たらなかったようです。

「診察で遅くなるけど、着る物を見つけといてくれ」という話があり、これはと思われるシャツをとっておいたら、「こんな派手なもん、ワシが着れるか？」という話になり、「タオルをもらっていくわ」ということで決着。

翌週のサロンには、この日ゲットした上着(シャツ)を着た人が次々と顔を出し、夏物ゼロ円ショップは「待たれているし、役に立っている」ということを実感しました。





## 「生活保護制度改定の動き」を学ぶ

5月23日(水)「まつもとていサロン」で18人が参加して、城北病院医療ソーシャルワーカーの伍賀さんを講師に学習しました。

まず伍賀さんから「2018年度の生活保護制度改定の動き」について資料に基づき報告があり、生活保護基準の相次ぐ改定の問題点、今年10月以降最大5%の引き下げは問題だ、基準が下がらないようにはどうしたらいいか、「健康で文化的な最低限度の生活」に関して映画上映があるので是非見て欲しい、等の話がありました。



続いて21日(月)「金沢市との懇談のようす」が報告されました。

自転車の保険料は4月から金沢市の条例で決まった(自転車の安全利用促進に関する条例)が罰則規定は無い。しかし相手のことを考えるとかけておいた方がいいと思う。課長は、「保険料は保護費で何とかならないか」と言われたが、「アパートの契約更改で火災保険料はみている」のだから、自転車の任意保険料も考えていいのではないかと発言した。



**質疑で出された主なもの**を紹介します。

- ・年金で6万円だが、生活保護をもらえるか？  
⇒もらえる。但し資産の活用で、預金は3万円にならないと申請が認められない。
- ・持ち家があっても受けられるか？  
⇒受けられる。但しどの程度か、売れるかなど条件はある。
- ・支援家族 二親等(親・子ども)まで連絡が行く。義務ではない。
- ・生活で困ったときどうするか。  
⇒食費を節約する。風呂は1週間に1回にして、水で頭を洗うこともある。野菜が高いので困る。

## お金がなくて付き合いができない→「社会的に排除される」

「いのちのとりで裁判」が6月14日裁判所で開かれ、32人が傍聴しました。今回の公判では代理人の北島弁護士が、「貧困」の概念は時代とともに変化してきたから、今では「社会的に排除される」ことも貧困というと述べました。

終了後の報告集会では、金沢市は10月から3年間に渡って保護費を引下げ、65才では月1,180円、毎年下がり計3,550円下げられます。既に2013年から平均6.5%下げられている上にまたまた5%下げられてどうして暮らせというのか。



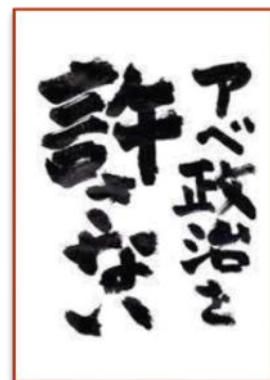
安倍政権の医療・社会保障切り捨て政策は余りにもひど過ぎます。

## 「国は介護保険を通して市場化を進めようとしている」



石川県社保協総会と記念講演が6月23日行なわれました。記念講演は長友薫輝さん（三重短期大学教授）でした。

長友さんは、安倍政権は先を読んで政策を実施しているが、介護保険が始った時、「これで老後は安心」と思ったかもしれないけれど、医療から介護を切り離して、



もう介護保険の保険外しまでいっている。結局「保険あって保険無し」になる話で、医療や介護を儲けの対象としている。じゃ～どうしたらいいの？となるが、そこははっきり言わなかった。でも、安倍政権にやめてもらうためには、来年の一斉地方選挙、参議院選挙で「敗北」に追い込むしかないということです。

### 医療福祉相談室連載室

【知って得するはなし】

## ご存じですか？金沢市の法外（療養）援護制度

城北病院 医療ソーシャルワーカー 伍賀道子

金沢市には、医療費の支払いにより生活が困窮する場合に利用できる法外（療養）援護という独自の制度があります。金沢市内に住所のある健康保険の加入者で、かつ世帯の実収入額が生活保護基準の1.2倍未満である方が対象となり、医療保険の高額療養費の自己負担額を限度に、1年のうち3ヶ月分（長期継続入院の場合は6か月）の医療費が無料となります。ただし、生命保険（医療給付）が利用できる場合や、預貯金の金額によっては対象にならない場合があります。なお、外来診療で処方された薬局の一部負担金は対象となりますが、入院の際の食事代や自費分については対象となりません。また、法外援護を利用している期間は、上下水道の基本料金が免除になることもこの制度の特徴の一つです。

2013年から生活保護基準額が段階的に引き下げられる中で、法外（療養）援護制度もその影響を大きく受けています。11月から4月の生活保護基準に冬期加算がつく時期に利用対象となる方もいるため、利用時期の検討をしてみても良いでしょう。生活保護基準額は世帯員の年齢や人数によって異なるため、利用を希望される場合は、医療ソーシャルワーカーへの相談をお勧めします。



## 「かに蒲鉾美味しいぞ！」

4日(火)「フードバンクいしかわ」さんを通してスギヨさんから蒲鉾をたくさん頂きました。早速「まつもとてい」の冷凍庫、サロン参加者や個人などに連絡して分けました。2ヶ月に1回提供されますので、有難く頂いています。

